

コラム

相続登記の義務化

2024.5.6.mon

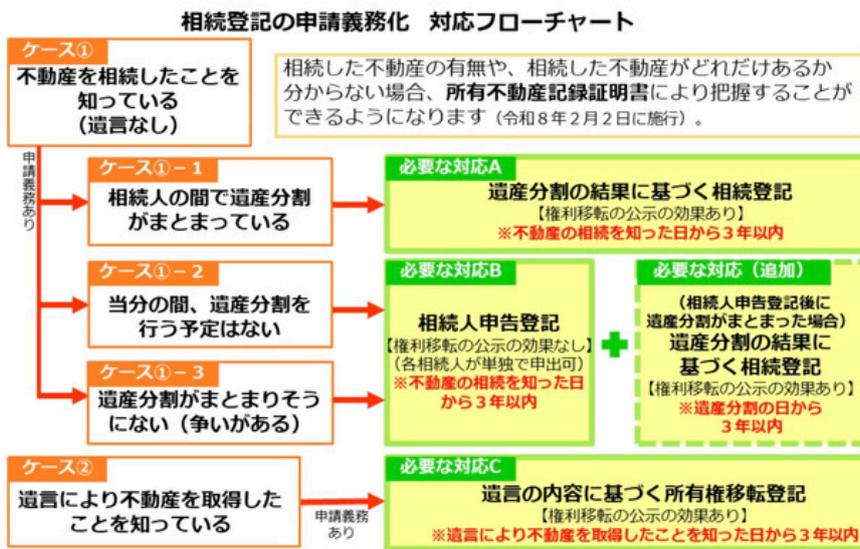
相続登記とは、被相続人（以下、亡くなった人）が所有していた不動産の名義を相続人の名義へ変更することをいいます。

不動産の所有者が誰なのかは法務局で管理されている登記簿（登記記録）に記録されており、不動産を相続した人は「相続を原因とする所有権移転登記」、いわゆる相続登記を申請する必要があります。

相続登記の義務化には3つのポイントがあります。

- ① 相続登記の義務化は2024年4月1日開始
- ② 不動産を相続したことを知ったときから3年以内に登記しなければ、10万円以下の過料
- ③ 過去の相続分も義務化の対象

以下は、相続登記や相続人申告登記の対応をケース別にまとめたフローチャートです



（注）このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです。